

高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が平成30年1月18日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い改正する。

市の条例は、地域密着型介護予防サービスを適切に運用するため、国の改正内容を基本とするが、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準の「記録の整備」の一部については、国が示した基準によらないこととする。また、「指定等に関する基準」についても独自基準を定める。

1. 主な改正内容（下線部分は国が示した基準によらないもの）

(1) 総則

	介護保険法	条項	改正前	改正後
指定等に関する基準	申請者が条例で定める者でないときは指定してはならない。	第3条の2	—	地域密着型介護予防サービスの事業者の指定又は指定の更新に関する基準として条例で定める者は、法人とする。
		第3条の3	—	<u>市長は、暴力団及び暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者については、指定及び指定の更新を行わない。</u>

(2) 介護予防認知症対応型通所介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、入居者の数と当該共用型指定介護予防認	第9条	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員は、指定地域密着型特定施設又は指定	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設する共用型指定認知症対応型通所介護に限り、

	知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日あたり12人以下とする。		地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。	入居者の数と当該共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下とする。
	完結の日から2年間保存しなければならない。	第40条 第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	完結の日から5年間保存しなければならない。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	完結の日から2年間保存しなければならない。	第64条 第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	完結の日から5年間保存しなければならない。

(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	<p>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。</p> <p>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。</p>	第78条 第3項	—	<p>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。</p> <p>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。</p>
	完結の日から2年間保存しなければならない。	第85条 第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	完結の日から5年間保存しなければならない。

2. 施行期日

平成30年4月1日